

## 地域主権改革の実現を強く求める緊急要請

昨日の「地域主権戦略会議（第3回）」において、「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し分）」に係る各府省からの回答状況が報告され、審議が行われた。

鳩山内閣におかれては、初閣議で決定した「基本方針」において、「住民による行政を実現する『地域主権』」を実現する、「国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進める」としているとともに、先の総選挙における民主党のマニフェストでは、「国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める」、「基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する」ことが公約されている。

本会では、これまでの累次にわたる提言や決議等において、地域に住む住民が自らの意思によって地域の行政を決定できるようにする「住民自治の拡充のための改革」の実現のため、①「基礎自治体優先の原則」、「補完性・近接性の原理」に基づき、住民自治を体現した団体である都市自治体が総合的・一体的に事務事業を遂行することができるよう、制度内における事務事業を包括して移譲すべきこと、②地域特性や住民ニーズに基づいて事務事業を実施していくことができるよう、義務付け・枠付けの大胆な廃止・縮小、条例制定権の拡大を行うべきことを強く求めてきたところである。

さらに、3月5日に発表した会長談話では、「地域主権戦略会議（第2回）」において、『基礎自治体への権限移譲は「地域主権改革の一丁目一番地』とされたことを高く評価し、「地域主権戦略大綱」に、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を上回る権限移譲、及び適切かつ確実な財源措置が盛り込まれることを強く期待することを表明するとともに、「義務付け・枠付け」のさらなる見直しを行うことを要請したところである。

しかしながら、「基礎自治体への権限移譲」に関する今回の各府省の回答は、権限移譲等を実施するとしているものが99条項（一部実施等を含む）と全体の3割にも満たないものとなっている。また、各府省間の取り組み姿勢にも明らかな差が見られ、個別の項目を見ても、総合的・一体的に行うべき事務事業に係る権限の一部のみを移譲するとしているものや、従前から一貫して検討として結論を先送りしているなど、

鳩山内閣の改革の一丁目一番地であると宣言されている地域主権改革の方針に逆行した、依然として中央集権的な発想の域を出ない誠に不十分なものとなっている。

さらに、専門性や広域性等を移譲困難な理由としているが、専門的な人材育成等の仕組みを構築するとともに、自治体間連携や広域的な対応等を図ることにより解決することが可能であり、また、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を講じることは必要不可欠である。

地域主権改革の確立に向けた取組を政治主導で進めるための中心的な機関である地域主権戦略会議におかれては、各府省の個別の対応に委ねることなく、第1次勧告を上回る「基礎自治体への権限移譲」を地域主権戦略大綱に盛り込むことを強く要請するものである。

「義務付け・枠付けの見直し（第2次見直し分）」については、対象事項の約6割を見直すとの回答となっているが、地方分権改革推進委員会勧告の一部のみ実施するとの回答や、見直しを実施するとの回答がなかったものがあるなど、十分な内容とはなっていない。

さらに、第2次勧告事項の大半のものが積み残されていること、勧告通りの見直しとなっていないものがあることなど、義務付け・枠付けの見直しは未だ不十分なものであるので、地方自治体の自由度のさらなる拡大に向け、地域主権改革にふさわしい見直しを行うことを要請する。

平成22年4月1日

全国市長会  
会長 森 民 夫